

令和3年3月伊那市議会定例会 請願・陳情文書表

令和3年2月19日

番 号	件 名	付託委員会	紹 介 議 員
33-1	国会両院の審議において事実と異なる答弁の根絶を求める陳情（陳情）	総務文教委員会	
33-2	国会両院の審議において事実と異なる答弁の根絶を求める陳情（陳情）	総務文教委員会	
33-3	横断歩道等での交通事故防止に関する陳情（陳情）	社 会 委 員 会	
33-4	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情（陳情）	経 済 建 設 委 員 会	
33-5	「日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書」の提出に関する陳情（陳情）	総務文教委員会	

(33-1)

国会両院の審議において事実と異なる答弁の根絶を求める陳情（陳情）

今年度の国会審議では「桜を見る会」について、当時の内閣総理大臣から 100 回以上にわたる事実と異なる答弁がなされました。

三権分立で立法(国会)と行政(内閣)は、抑止と均衡の関係を保ちお互いの信頼の上に立って審議がされてきたものと推察してきました。しかしながら今回の答弁は行政が一方向的に信頼関係を損ない、憲法で定められた三権分立を根底から崩す暴挙になってしまいました。

三権分立のバランスが崩れれば戦前に経験してきた暗黒の政治に戻り、再び大きな過ちを繰り返すことが危惧され、私たち市民は慄然とした気持ちにならざるをえません。

内閣におかれましては今回の答弁を謙虚に反省し、再発防止のための強い決意表明をされますことを意見書として提出していただきたく陳情申し上げます。

記

内閣総理大臣に陳情

- 1 内閣総理大臣は衆議院議長、参議院議長に対し、今回の事実と異なる答弁が立法府との信頼関係を一方的に損ねることになったことを率直に謝罪し、再発防止のための強い決意を表明していただきたいこと。
- 2 国会のみならず国民への背信行為となったことから、国民に向けた謝罪と再発防止のための強い決意を内閣総理大臣談話として表明され、政治史の記録に残るようにしていただきたいこと。

(33-2)

国会両院の審議において事実と異なる答弁の根絶を求める陳情 (陳情)

今年度の国会審議では「桜を見る会」について、当時の内閣総理大臣から 100 回以上にわたる事実と異なる答弁がなされました。

三権分立で立法(国会)と行政(内閣)は、抑止と均衡の関係を保ちお互いの信頼の上に立って審議がされてきたものと推察してきました。しかしながら今回の答弁は行政が一方的に信頼関係を損ない、憲法で定められた三権分立を根底から崩す暴挙になってしまいました。

三権分立のバランスが崩れれば戦前に経験してきた暗黒の政治に戻り、再び大きな過ちを繰り返すことが危惧され、私たち市民は慄然とした気持ちにならざるをえません。

国会におかれましては内閣に対し毅然とした態度で臨まれ、再び同様な答弁が繰り返されることのないように強力な対応をされますことを意見書として提出していただきたく陳情申し上げます。

記

衆議院議長、参議院議長に陳情

- 1 衆議院議長、参議院議長は内閣総理大臣あてに、今回の事実と異なる答弁について厳重に抗議するとともに、行政の責任者としての謝罪と再発防止のための決意を求められたいこと。
- 2 立法と行政の健全な関係を保つために、上記について公表し、政治史の証しとして記録に残されたいこと。

(33-3)

横断歩道等での交通事故防止に関する陳情（陳情）

陳情理由

長野県公安委員会の管理指導の下で行われている県公安委員会指定自動車教習所の教習および県公安委員会の各種運転免許関係講習において、交付使用される教本の内容のうち、道路交通法第38条(横断歩道等における歩行者等の優先)1項で定める交通の方法を教示しているところの一部が同法と違い誤っているため、この項の正しい交通の方法が身につけていない運転者が多く見られ、全体の交通死亡事故は大層減少していますが、絶対に安全であるべき横断歩道等での交通死亡事故の減少率は低くなく(死亡事故以外の重体、重傷等の人身事故も同様です)、多大な貴い人命が失われております。

この教本の誤りは、教本の元である道路交通法第108条28(交通安全教育指針及び交通の方法に関する教則の作成)の定めにより、国家公安委員会が作成した「交通の方法に関する教則(昭和53.10.30国家公安委員会告示3)」が誤っているためであります。

従って、下記のことを国家公安委員会に対して、以下の意見を上げていただきますよう陳情いたします。

請願事項

- 1 道路交通法第38条(横断歩道等における歩行者の優先)1項を教示している、「交通の方法に関する教則(昭和53.10.30国家公安委員会告示3)」第5章「第3節 歩行者の保護など」の「2歩行者が横断しているときなど」の(2)の記述の内の「3箇所の手前」は、道路交通法第38条1項で定める停止位置3箇所の「直前」を「手前」に変えたもので、「停止すべき目標および一時停止すべき位置が異なり誤っており違法」ですので道路交通法第38条1項のとおり「直前」に訂正すべきこと。
- 2 教習及び各種講習の教本の本件の誤り部分の訂正指導をして、横断歩道等を安全に通行する正しい運転の方法の教習・講習を徹底して、横断歩道等での交通事故の絶無を期してください。

(33-4)

## 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情書」 (陳情)

### 【陳情の趣旨】

厳しい日本経済にコロナ禍が追い討ちをかけ深刻な危機に直面しています。

コロナ禍でライフラインを守る労働者の多くが、最低賃金近傍の低賃金で働いています。急激な経済停滞により失業や労働時間削減に追い込まれているのが、パート・派遣・契約・アルバイトなど非正規雇用やフリーランスで働く労働者です。

また、東北・中四国・九州など最低賃金が低い地域ほど、中小零細企業が多く経済的ダメージはより深刻です。

つまり、コロナ禍に真っ先に生活破綻に陥った人は、最低賃金近傍で働く労働者です。

2008年のリーマンショックの時、世界各国は賃金の引き上げを含む内需拡大で、経済危機を克服して来ました。

しかし、日本は、派遣切りや不安定雇用の拡大、賃金の抑制で企業利益の拡大を進めました。その結果、国民の格差と貧困化が大きく広がりました。

コロナ禍を克服し、日本経済の回復を進めるためには、GDP（国内総生産）の6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。

そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要です。

日本の最低賃金は、都道府県ごとに4ランクに分けられ、地域別最低賃金の2020年改定では、最も高い東京は時給1,013円、本長野県は849円、最低の7県は792円です。

これでは毎日8時間働いても月額11万~14万円の手取りにしかならず、個人が自立して生活する事すら困難です。しかも、地域間格差が221円もあり、地方から労働力が都市部へ流出し、地方の人口減少を加速させ、高齢化と地域経済の疲弊を招いています。

最低賃金を全国一律に是正する事と抜本的に引き上げる事は、貧困を無くす点では福祉政策であり、地域経済を守るための経済対策せず。

長野県労連が行った最低生計費（人間らしい生活の出来る）試算調査では、長野市在住の男性一人暮らしに必要な生計費は、月額25万4,812円で、時給換算では1,699円の収入が必要との結果でした。若者が一人暮らししながら、人間らしく生活するには、月額22万円~24万円（税込み）の収入が必要で、時間額にすると1,300円~1,600円（月150時間労働）が必要との結果が得られました。

さらに、全国労働組合総連合（全労連）が行っている最低生計費試算調査によれば、東京（北区）は1,664円、長野県は1,699円で、東京の高い居住費と長野県では自家用車が欠かせない事で相殺され、健康で文化的な生活（人間らしい生活）をする上で、必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。

最低賃金は全国一律であるべきとの科学的な裏付けを得る事が出来ました。

最低賃金を引き上げるためには、中小・零細企業支援が必要です。

政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が必要です。

下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導が必要です。

労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げる事で、地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にしています。

最低賃金の地域間格差をなくし抜本的に引き上げること、中小企業支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては、地方自治法第99条に基づく国に対して別紙の意見書を提出していただけるよう陳情いたします。

以上

## (別紙)

# 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

厳しい日本経済にコロナ禍が追い打ちをかけ、日本経済は深刻な危機に直面している。

コロナ禍でライフラインを支え続けている労働者の多くが非正規雇用労働者で、最低賃金近傍の低賃金で働いている。また、東北・中四国・九州など最低賃金が低い地域ほど、中小零細企業が多く経済的ダメージはより深刻だ。

この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力引き上げる事と、賃金の底上げを図る事が不可欠である。格差と貧困を縮小するためには、最低賃金の大幅引き上げと地域間格差をなくす事がこれまで以上に重要になっている。

2020年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,013円、長野県では849円、最も低い7県では792円に過ぎない。毎日8時間働いても年収120万～150万円である。最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできない。

さらに地域別であるがゆえに、長野県と東京都では、同じ仕事でも時給で164円もの格差がある。若い労働者の都市部への流出が、地域の労働力不足を招き、地域経済の疲弊につながっている。自治体の税収が減少し、行政運営にも影響が出ている。全労連や長野県労連の調査では、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は全国どこでも月22万円～24万円(税込み)の収入が必要との結果である。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準であり、そのほとんどの国で、地域別ではなく全国一律制をとっている。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど、具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引き上げを支えている。

日本でも、中小企業への具体的で十分な使い安い支援策を拡充する必要がある。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考える。

そのために、最低賃金の抜本的な引き上げと全国一律制にしていくことを要望する。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

### 記

1. 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金1,500円以上をめざすこと。
2. 政府は、最低賃金法を「全国一律最低賃金制度」に改正すること。
3. 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を最大限拡充し、国民と生命と暮らしを守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

伊那市議会 議長 飯島 進

内閣総理大臣 宛

厚生労働大臣 宛

中央最低賃金審議会会長 宛

(33-5)

## 「日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書」の

### 提出に関する陳情（陳情）

「非核平和都市宣言をさらにすすめる伊那市民の会」は、1987年に伊那市の市長、市議会全会派、市内の各団体、各宗派の賛同により発足し、以来、市長・区長会長・常円寺住職・市議会正副議長などを役員に、核兵器の廃絶をめざして平和市民運動を34年間続けてきました。

私たちの念願であった「核兵器禁止条約」が、2021年1月22日に発効しました。

条約は、核兵器について、破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものとし、核兵器が歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。また、条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みも示しています。さらに、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。カナダ在住の被爆者セツコ・サーローさんは、この禁止条約の発効を「核兵器のおわりのはじまり」と表現しました。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに、唯一の被爆国である私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

2017年に核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれています。

条約調印国は、現在、アジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の86ヶ国、批准国は52ヶ国となり、さらに拡大しつつあります。

こうした世界の大きな動きの中で、唯一の被爆国である日本政府は、核兵器完全禁止のために世界の核兵器保有国に働きかけるリーダーとして、核兵器禁止条約に参加、調印、批准すべきです。

現在（2021年2月2日現在）、核兵器禁止条約への調印・批准を日本政府に求める意見書は、全国531の地方議会で採択され、関係機関に送付されています。長野県でも県議会を含め54地方議会（全県の69%）が採択しています。

よって、日本政府に対し、核兵器禁止条約に早急に署名・調印し、批准されるよう求める以下の項目を陳情いたします。

#### 陳情項目

核兵器禁止条約への署名・調印と批准を日本政府に求める意見書を採択し、日本政府と関係機関に送付して下さい。